



内容

I. 付加価値税

- 税制に関する 2016 年 12 月 2 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 74116/CT-TTHT 号
- 税制に関する 2016 年 12 月 19 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 77583/CT-TTHT 号

II. 法人所得税

- 設立前企業の立替金に対する法人所得税に関する 2016 年 11 月 28 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 73172/CT-TTHT 号

III. 個人所得税

- 残業代（200 時間を超える分）の個人所得税の免税に関する 2016 年 10 月 26 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 66647/CT-HTr 号
- 個人所得税に関する 2016 年 12 月 12 日付税務総局発行オフィシャルレター 5742/TCT-TNCN 号
- 税制に関する 2016 年 10 月 13 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター 9912/CT-TTHT 号

IV. 外国契約者税

- 税制に関する 2016 年 10 月 12 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター 9849/CT-TTHT 号

V. その他

- 2017 年度の国庫予算に関する 2016 年 11 月 11 日付国会発行決定書 27/2016/QH14 号
- インボイスに関する行政違反のガイダンス 2014 年 1 月 17 日付財務省発行通達 10/2014/TT-BTC 号の改正・補足 2016 年 10 月 31 日付財務省発行通達 176/2016/TT-BTC 号
- ベトナムにおける IFRS の適用



I. 付加価値税

税制に関する 2016 年 12 月 2 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 74116/CT-TTHT 号

通達 39/2014/TT-BTC 号の第 16 条第 2 項によると、“サービス提供に対するインボイスを発行する日は当該サービスを完了する日であり、入金有無は関係がない。但し購入者が前払いをする場合、又はサービス提供期間中に支払いを実施する場合には、インボイスを発行する日は入金日となる。”

通達 219/2013/TT-BTC 号第 8 条によると、“サービス提供に対する付加価値税の確定時点はサービスを完了する時点又はインボイスを発行する時点であり、入金有無は関係ない。”

上記より、企業が取引先に対し、前年にサービスを提供し完了したが、インボイス発行が翌年となる場合、規定に従わずインボイスを発行していることになるため、税務（付加価値税）に関する行政違反で処罰される。同時に不適切な時点でインボイスを発行することになるため、通達 10/2014/TT-BTC 号の規定に基づきインボイスに関する行政違反で処罰される。

購入者にとって当該取引は実際に実施され、インボイス又は証憑も作成されている。そこで通達 219/2013/TT-BTC 号の第 14 条第 8 項における条件を満たせば、仕入 VAT を控除できる。

税制に関する 2016 年 12 月 19 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 77583/CT-TTHT 号

2016 年 8 月 10 日付税務総局発行オフィシャルレター 3550/TCT-KK 号ガイダンスによると、2016 年度に付加価値税の申告方法として控除方法を適用する場合、フォーム 06/GTGT を提出しなければならず、期限は 2016 年 4 月 30 日までである。期限を過ぎた場合には、2016 年 5 月 1 日より直接方法を適用しなければならない。そして販売インボイスを使用する必要がある。

2016 年 5 月 1 日以降、企業が VAT インボイスを使用する場合、税務（付加価値税）に関する行政違反により処罰され、業者に渡したインボイスに対する VAT を納付しなければならない。

II. 法人所得税

設立前企業の立替金に対する法人所得税に関する 2016 年 11 月 28 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 73172/CT-TTHT 号

通達 219/2013/TT-BTC 号の第 14 条第 12.b によると、設立前企業が他の企業（受託企業という）に委託し、コピー機、原材料、部品、ソフトウェアなどの購入費用を支払う場合、当



該インボイスが 2016 年 6 月 22 日付財務省発行通達 96/2015/TT-BTC 号、第 4 条の規定における条件を満たせば仕入 VAT を控除でき、損金算入も認められる。

なお立替金を返金する際、2,000 万 VND 以上のインボイスに対して、企業は受託企業に銀行で送金しなければならない。

III. 個人所得税

残業代（200 時間を超える分）の個人所得税の免税に関する 2016 年 10 月 26 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 66647/CT-HTr 号

通達 111/2013/TT-BTC 号の第 3 条第 1.i) によると、夜シフトにおける賃金、深夜残業に伴う賃金が昼シフトにおける賃金、営業時間の賃金より高い場合、個人所得税の免税対象になる。

つまり夜シフトにおける賃金、および（労働者が 200 時間を超えて残業している場合でも）深夜残業に伴う賃金は政令 45/2013/ND-CP 号の第 4 条 1、2 項の規定における条件を満たせば個人所得税の免税になる。

個人所得税制に関する 2016 年 12 月 12 日付税務総局発行オフィシャルレター 5742/TCT-TNCN 号

2013 年 8 月 25 日付の通達 111/2013/TT-BTC の第 9 条 1 項 h.2.1.1.1 及び h.2.1.2 点に基づき、会社は労働者の扶養家族証明書類を保管し、税務局の要求があった場合は提出する義務がある。税務調査時に労働者の扶養家族証明書類を提示できない場合、当該労働者の扶養家族控除は認められず、会社は追徴課税分を支払う必要がある。

税制に関する 2016 年 10 月 13 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター 9912/CT-TTHT 号

通達 111/2013/TT-BTC 号の第 2 第 2.g) 項及び通達 96/2015/TT-BTC 号の第 4 第 2.6 項によると、会社が負担している外国人駐在員の子女の学費（幼稚園から高等学校まで）は損金算入が認められ、個人所得税の対象外になる。

原則として当該学費は適切なインボイスを有しなければならない。しかし日本国総領事館付属商工会立ホーチミン日本人学校（ホーチミン日本人学校）は、教育費の支払に対してインボイスを発行せず、請求書、領収書等の書類しか発行しない。そこで、これらの書類及び銀行振込通知書、現金支払いの領収書等を証憑として、当該教育費を法人税上の損金に算入することができる。



IV. 外国契約者税

税制に関する 2016 年 10 月 12 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター9849/CT-TTHT 号

付加価値税 (VAT) に関する 2013 年 12 月 31 日付通達 219/2013/TT-BTC の第 5 条 1 項に基づき、賠償金は VAT の課税対象外である。

FCT に関する通達 103/2014/TT-BTC の第 4 条 2 項に基づき、契約違反により外国企業に対して賠償金が発生する場合、その賠償金を支払う際に FCT を申告・納税する必要がある。FCT 計算式は下記の通りである。

- VAT 部分：課税対象外
- 法人税 (CIT) 部分 = 賠償金 X 税率 2% (第 13 条による)

V その他

2017 年度の国庫予算に関する 2016 年 11 月 11 日付国会発行決定書 27/2016/QH14 号

2017 年 7 月 1 日付本決定書により最低賃金は 1,210,000 VND/月から 1,300,000 VND/月に増加する。

よって 2017 年 7 月 1 日以降、社会保険料、健康保険料の上限も 24,200,000 VND から 26,000,000 VND に増加する。(社会保険料、健康保険料は加入時点で地域の最低賃金を下回ってはいけない、また社会保険料、健康保険料の上限は基礎賃金の 20 倍を超えてはいけない。)

また 2017 年 1 月 1 日より有効になる 2016 年 11 月 14 日付政令 153/2016/ND-CP 号によると、地域の最低賃金は 2017 年 1 月 1 日より適用され、下記のように増える。

- 地域 1 は 70,000,000 VND から 75,000,000 VND に増加する。
- 地域 2 は 62,000,000 VND から 66,400,000 VND に増加する。
- 地域 3 は 54,000,000 VND から 58,000,000 VND に増加する。
- 地域 4 は 48,000,000 VND から 51,600,000 VND に増加する。

本規定により雇用者、労働者強制保険料の負担が大きくなるケースがある。



インボイスに関する行政違反のガイダンス 2014年1月17日付財務省発行通達 10/2014/TT-BTC 号の改正・補足 2016年10月31日付財務省発行通達 176/2016/TT-BTC 号

本通達により、下記の通りインボイスに関する行為違反の罰則金規定が改正される。

- 企業が業者にインボイスのプリンターを発注するにあたり、契約書を締結しない場合、**500,000 VND ~ 1,500,000 VND**（改正前：2,000,000 VND ~ 4,000,000 VND）の罰則金を課される。（第1条第1項により）
- 取引契約書にて必要項目の記載がない場合、**500,000 VND**（改正前：2,000,000 VND）の罰則金を課される。（第1条第1b項により）
- 売り手がインボイス（業者に渡す2ページ目）を失った場合、**4,000,000 VND ~ 8,000,000 VND**（改正前：10,000,000 VND ~ 20,000,000 VND）の罰則金を課される。（第1条第4項により）

但し買い手がインボイスの2ページ目を失い、会計上にて計上及びVAT申告を実施する場合、**4,000,000 VND ~ 8,000,000 VND**（改正前：2,000,000 VND ~ 4,000,000 VND）の罰則金を課される。（インボイスが自然災害、火災又は不可抗力による損失、損傷の場合、罰金されない。）

また組織、個人が税務調査前に間違いを自ら発見し、報告、および申告書の再作成・提出をする場合には、罰則金は課されない。（改正前：組織、個人が報告、および申告書提出をする期間において間違いを自ら発見し、報告書を再度作成・提出する場合にのみ、罰則金を課されない。）

また、下記のような項目が追加された。

- 税務局より許可がおりていない時点で企業がインボイスを使用する場合、**2,000,000 VND ~ 4,000,000 VND**の罰則金が課され、当該インボイスを無効としなければならない。（第1条第1項により）
- 税務局に報告を提出した日から**5日後**にインボイス発行を開始できる。それ以前にインボイスを発行する場合、**500,000 VND ~ 1,500,000 VND**の罰則金を課される。（第1条第2項により）
- インボイスサンプル、および発行通知書を会社で掲示しない場合、**2,000,000 VND ~ 4,000,000 VND**の罰則金を課される。（第1条第3項により）

本通達は**2016年12月15日**より有効になる。



ベトナムにおける IFRS 適用プロセス

財務省は、2030年に向けた会計・監査の戦略承認に関する2013年3月18日付政府発行決定書480/QĐ-TTg号、及び企業に対する支援・発展に関する2016年5月16日付政府発行決定書35/NQ-CP号に基づき、2020年までに企業に対する発展支援を目指す。ベトナムにおいて財務諸表の基準を発展・整備させることが求められており、それを受け財務省はベトナムにIFRSを取り込んだVAS/IFRSを更新・発行している。IFRSの適用プロセスは下記の通りである。

- 2017年～2018年

- + VAS/IFRS 及び IFRS に関する提案内容に向けた専門家、企業、大学の意見をヒアリング（研究活動）する為にセミナーを開催する。
- + IFRS の概念を取得、翻訳する。
- + 公共団体で IFRS の適用することを検討する。
- + IFRS の適用について評価する。（ベトナムの金融メカニズムを IFRS に照らし合わせて評価する。）
- + IFRS を試験的に適用する対象を選択する。

- 2018年～2020年

- + ベトナムの実情に適合するように、IFRS に存在する 10～20 個の標準から 1 つを選択する。2020 年以降は公共団体に対して選択した標準を公開し、適用する。（試験的に使用される対象については 2019 年より適用される。）
- + IFRS の適用状況について説明する。
- + 企業、監査法人、大学に対し継続的に IFRS を案内、宣伝する。

- 2020年～2023年

- + IFRS の標準を約 30 個とし、継続的に公開する。
- + 標準 IFRS に基づき財務諸表を作成、IFRS の適用を希望する組織を奨励する。
- + IFRS を継続にガイダンスし、適用する。
- + 企業の適用をサポートするとともに、大学の知識取得をサポートする。

- 2023年～2025年

- + IFRS の完全適用を発表する。



+ 企業、大学を継続的にサポートする。IFRS に変更があれば、当年に改正、補足、更新する。

また財務省は全ての対象に対し適用を促進するため、英語からベトナム語に IFRS を翻訳する。

(参考文献：会計・監査の制度—財務省)



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 8 3827 8096 Fax: +84 8 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Le Quoc Duy: le.quoc.duy@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>